## 鹿屋体育大学附属図書館規則

田和60年7月3日 規則第13号 改正 昭和63年4月1日 規則第1号 平成16年4月1日 規則第41号 平成29年6月5日 規則第17号 令和3年5月14日 規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則(平成16年規則第1号)第34条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学附属図書館(以下「附属図書館」という。)に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属図書館は、鹿屋体育大学(以下「本学」という。)における教育研究活動に資するため、必要な図書、雑誌その他の図書館資料を一元的に収集し、整理し、及び保存し、かつ、本学の学生及び職員の利用に供する。また、学外に対しては、地域社会への開放を図り、内外における図書館活動に協力することにより、学術情報システムの発展に寄与することを目的とする。

(委員会)

- 第3条 附属図書館の運営に関する事項については、学術情報・産学連携委員会のもとに置く 図書専門委員会(以下「専門委員会」という。)において審議する。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、附属図書館の運営及び利用に関し必要な事項は、館長 が別に定める。

(事務)

第5条 附属図書館に関する事務は、国際・学術情報課において処理する。

附則

この規則は、昭和60年7月3日から施行する。

附 則 (昭63.4.1規則第1号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平16.4.1規則第41号) この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平29.6.5規則第17号) この規則は、平成29年6月5日から施行する。

附 則(令3.5.14規則第32号) この規則は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。